

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上田 公司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第63号 鳴門市印鑑条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、去る9月24日に委員会を開催し、慎重審査いたしました。そのうち議案第63号「鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は施行日の関係上、本日9月26日の本会議において、議決する必要がありますことから、この1議案に関しての生活福祉委員長報告を申し上げます。

審査の結果、議案第63号については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第63号「鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化等に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、幼児教育・保育の無償化による給食の副食費の無償化について確認があり、就学前の子どもを対象に、年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもについては徴収を免除することとしており、その対象以外の子どもについては、副食費を月額4,500円を上限とし、市が補助するとの説明を受けました。市内施設については副食費を月額上限4,500円での統一をお願いしているが、市外の私立の施設に入所している場合など、

4,500円を超えるような食事提供があった場合は、その差額分は利用者に実費負担していただくことになるとの説明を受けました。

この改正により、どのくらいの費用が必要になるか、との質問については、今回補正予算として1,942万円の計上があり、そのうち子どもいきいき課に関連する部分は945万円であり、10月1日以降の半年間の予算であるという説明を受けました。

また、幼児教育・保育の無償化については、初年度において、全額国費で負担し、来年度以降における補助割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1であり、当分の間続けていく認識であるとの説明がありました。

また、委員からは無償化に伴う保育所の受入状況の影響についての質問があり、今回対象となる3歳児から5歳児については、無償化に関わらず大きな影響はないが、0歳児から2歳児のいる非課税世帯の方については現状把握できていない状況のため、影響が懸念されるとの説明がありました。

また、委員からは、この改正に伴う市の事務の煩雑さを懸念する意見があり、10月1日の施行に向け速やかに調整してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。